

令和元年5月

## マネー・ローンダリング等の取組みにかかる貯金規定の一部改正について

今般、マネー・ローンダリング等のリスクに応じた取組みに伴う貯金規定の一部改正を行います。

詳細につきましては、以下の改正内容（新旧対照表）をご覧ください。

### 【対象となる貯金規定】

- (1) 当座勘定規定
- (2) 普通貯金規定
- (3) 総合口座取引規定
- (4) 営農貯金規定
- (5) 普通貯金無利息型（決済用）規定
- (6) 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
- (7) 貯蓄貯金規定
- (8) 納税準備貯金規定

### 【実施日】

この規定は令和元年6月1日から実施する。

(改正後) 当座勘定規定	(改正前) 当座勘定規定
<p>1～23. (省略)</p> <p><b>24. (取引の制限等)</b></p> <p>(1) <u>当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前2項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p><b>25. (解 約)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ <u>この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p><b>26. (取引終了後の処理)</b> (省略)</p> <p><b>27. (手形交換所規則による取扱い)</b> (省略)</p> <p><b>28. (個人情報センターへの登録)</b> (省略)</p> <p><b>29. (保険事故発生時における本人からの相殺)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p><b>30. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b> (省略)</p> <p><b>31. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>① 第30条に掲げる異動が最後にあった日</p>	<p>1～23. (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>24. (解 約)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p><b>25. (取引終了後の処理)</b> (省略)</p> <p><b>26. (手形交換所規則による取扱い)</b> (省略)</p> <p><b>27. (個人情報センターへの登録)</b> (省略)</p> <p><b>28. (保険事故発生時における本人からの相殺)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p><b>29. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b> (省略)</p> <p><b>30. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>① 第29条に掲げる異動が最後にあった日</p>

(改正後)	(改正前)
② (省略) ③ (省略) ④ (省略) (2) (省略)  <b>32. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b> (省略)  <b>33. (規定の変更等)</b> (省略)	② (省略) ③ (省略) ④ (省略) (2) (省略)  <b>31. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b> (省略)  <b>32. (規定の変更等)</b> (省略)
以上 (令和元年6月1日現在)	以上 (平成29年12月29日現在)

(改正後) 普通貯金規定	(改正前) 普通貯金規定
1～11 (省略)  <b>12. (取引の制限等)</b> <u>(1) 当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>(3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前2項に基づく取引等の制限を解除します。</u>	1～11 (省略)  <u>(新設)</u>
<b>13. (解約等)</b> (1) (省略) (2) (省略) <ol style="list-style-type: none"> <li>① (省略)</li> <li>② この貯金の貯金者が第11条第1項に違反した場合</li> <li>③ <u>この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u></li> <li>④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</li> <li>⑤ ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</li> </ol> (3)～(5) (省略)	<b>12. (解約等)</b> (1) (省略) (2) (省略) <ol style="list-style-type: none"> <li>① (省略)</li> <li>② この貯金の貯金者が前条第1項に違反した場合</li> </ol> <u>(新設)</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</li> <li>④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</li> </ol> (3)～(5) (省略)
<b>14. (通知等)</b> (省略)	<b>13. (通知等)</b> (省略)

(改正後)	(改正前)
<p>15. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省略)</p> <p>16. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) (省略) ① 第16条に掲げる異動が最後にあった日 ② (省略) ③ (省略) ④ (省略) (2) (省略)</p> <p>18. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p>19. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和元年6月1日現在)</p>	<p>14. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省略)</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (省略)</p> <p>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) (省略) ① 第15条に掲げる異動が最後にあった日 ② (省略) ③ (省略) ④ (省略) (2) (省略)</p> <p>17. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p>18. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>総合口座取引規定</p>	<p>総合口座取引規定</p>
<p>1～13. (省略)</p> <p>14. (取引の制限等) (1) <u>当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> (2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> (3) <u>前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前2項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>15. (解約等) (1) (省略) (2) 第13条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。 (3) (省略) ① (省略)</p>	<p>1～13. (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>14. (解約等) (1) (省略) (2) 前条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。 (3) (省略) ① (省略)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>② この貯金の貯金者が第17条第1項に違反した場合</p> <p>③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</p> <p>④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑤ ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>16. (差引計算等) (省略)</p> <p>17. (譲渡、質入れの禁止) (省略)</p> <p>18. (通知等) (省略)</p> <p>19. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省略)</p> <p>20. (休眠預金活用法におけるこの取引に係る取扱い) (省略)</p> <p>21. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和元年6月1日現在)</p>	<p>② この貯金の貯金者が第16条第1項に違反した場合 (新設)</p> <p>③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>15. (差引計算等) (省略)</p> <p>16. (譲渡、質入れの禁止) (省略)</p> <p>17. (通知等) (省略)</p> <p>18. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省略)</p> <p>19. (休眠預金活用法におけるこの取引に係る取扱い) (省略)</p> <p>20. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成30年4月1日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>営農貯金規定</p>	<p>営農貯金規定</p>
<p>1～12. (省略)</p> <p>13. (取引の制限等)</p> <p>(1) 当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消された</p>	<p>1～12. (省略)</p> <p>(新設)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>と当組合が認める場合、当組合は前2項に基づく取引等の制限を解除します。</p> <p><b>14. (解約等)</b>  (1) (省略)  (2) (省略)  ① (省略)  ② この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合  ③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。  ④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合  ⑤ ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合  (3) (省略)  (4) (省略)  (5) (省略)</p> <p><b>15. (通知等)</b>  (省略)</p> <p><b>16. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</b>  (省略)</p> <p><b>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b>  (省略)</p> <p><b>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b>  (1) (省略)  ① 第17条に掲げる異動が最後にあった日  ② (省略)  ③ (省略)  ④ (省略)  (2) (省略)</p> <p><b>19. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b>  (省略)</p> <p><b>20. (規定の変更等)</b>  (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上  (令和元年6月1日現在)</p>	<p><b>13. (解約等)</b>  (1) (省略)  (2) (省略)  ① (省略)  ② この貯金の貯金者が前条第1項に違反した場合  (新設)  ③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合  ④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合  (3) (省略)  (4) (省略)  (5) (省略)</p> <p><b>14. (通知等)</b>  (省略)</p> <p><b>15. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</b>  (省略)</p> <p><b>16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b>  (省略)</p> <p><b>17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b>  (1) (省略)  ① 第16条に掲げる異動が最後にあった日  ② (省略)  ③ (省略)  ④ (省略)  (2) (省略)</p> <p><b>18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b>  (省略)</p> <p><b>19. (規定の変更等)</b>  (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上  (平成29年12月29日現在)</p>
(改正後)	(改正前)
普通貯金無利息型(決済用)規定	普通貯金無利息型(決済用)規定
1～11. (省略)	1～11. (省略)

(改正後)	(改正前)
<p><b>12. (取引の制限等)</b></p> <p>(1) <u>当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前2項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p><b>13. (解約等)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② この貯金の貯金者が <u>第11条第1項に違反した場合</u></p> <p>③ <u>この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u></p> <p>④ <u>この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>⑤ <u>①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p><b>14. (通知等)</b> (省略)</p> <p><b>15. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</b> (省略)</p> <p><b>16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b> (省略)</p> <p><b>17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>① <u>第16条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② (省略)</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p><b>18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b> (省略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><b>12. (解約等)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② この貯金の貯金者が <u>前条第1項に違反した場合</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>③ <u>この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>④ <u>①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p><b>13. (通知等)</b> (省略)</p> <p><b>14. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</b> (省略)</p> <p><b>15. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b> (省略)</p> <p><b>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>① <u>第15条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② (省略)</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p><b>17. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b> (省略)</p>

(改正後)	(改正前)
<p><b>19. (規定の変更等)</b> (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和元年6月1日現在)</p>	<p><b>18. (規定の変更等)</b> (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>総合口座（普通貯金無利息型）取引規定</p>	<p>総合口座（普通貯金無利息型）取引規定</p>
<p>1～13. (省略)</p> <p><b>14. (取引の制限等)</b></p> <p>(1) <u>当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前2項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p><b>15. (解約等)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>第13条</u> 各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② この貯金の貯金者が<u>第17条</u>第1項に違反した場合</p> <p>③ <u>この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u></p> <p>④ <u>この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>⑤ <u>①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p><b>16. (差引計算等)</b> (省略)</p> <p><b>17. (譲渡、質入れの禁止)</b> (省略)</p>	<p>1～13. (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>14. (解約等)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>前条</u> 各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② この貯金の貯金者が<u>第16条</u>第1項に違反した場合</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>③ <u>この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>④ <u>①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p><b>15. (差引計算等)</b> (省略)</p> <p><b>16. (譲渡、質入れの禁止)</b> (省略)</p>



(改正後)	(改正前)
<p>18. (通知等) (省略)</p> <p>19. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省略)</p> <p>20. (休眠預金活用法におけるこの取引に係る取扱い) (省略)</p> <p>21. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和元年6月1日現在)</p>	<p>17. (通知等) (省略)</p> <p>18. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省略)</p> <p>19. (休眠預金活用法におけるこの取引に係る取扱い) (省略)</p> <p>20. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>貯蓄貯金規定</p>	<p>貯蓄貯金規定</p>
<p>1～12. (省略)</p> <p>13. (取引の制限等)</p> <p>(1) <u>当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前2項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>14. (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合</p> <p>③ <u>この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u></p> <p>④ <u>この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>⑤ ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p>	<p>1～12. (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>13. (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② この貯金の貯金者が前条第1項に違反した場合</p> <p>(新設)</p> <p>③ <u>この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>15. (通知等) (省略)</p> <p>16. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (省略)</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) (省略) ① 第17条に掲げる異動が最後にあった日 ② (省略) ③ (省略) ④ (省略) (2) (省略)</p> <p>19. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p>20. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和元年6月1日現在)</p>	<p>14. (通知等) (省略)</p> <p>15. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省略)</p> <p>16. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) (省略) ① 第16条に掲げる異動が最後にあった日 ② (省略) ③ (省略) ④ (省略) (2) (省略)</p> <p>18. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p>19. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>納税準備貯金規定</p>	<p>納税準備貯金規定</p>
<p>1～12. (省略)</p> <p>13. (取引の制限等) (1) <u>当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> (2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> (3) <u>前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前2項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>14. (解約等)</p>	<p>1～12. (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>13. (解約等)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合</p> <p>③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</p> <p>④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑤ ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p><b>15. (通知等)</b> (省略)</p> <p><b>16. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</b> (省略)</p> <p><b>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b> (省略)</p> <p><b>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>① 第17条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② (省略)</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p><b>19. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b> (省略)</p> <p><b>20. (規定の変更等)</b> (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和元年6月1日現在)</p>	<p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② この貯金の貯金者が前条第1項に違反した場合</p> <p>(新設)</p> <p>③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p><b>14. (通知等)</b> (省略)</p> <p><b>15. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</b> (省略)</p> <p><b>16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b> (省略)</p> <p><b>17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>① 第16条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② (省略)</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p><b>18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b> (省略)</p> <p><b>19. (規定の変更等)</b> (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成29年12月29日現在)</p>